

北海道における森林整備事業に係る補助の適用について

最終改正

森 整 第 1 7 4 号
平成 2 3 年 5 月 1 1 日
森 整 第 6 6 号
平成 2 6 年 4 月 9 日

1 森林環境保全整備事業において補助対象としない事業内容等

- (1) 同要領第1の1の(1)のア人工造林における「播種」(同項目に準ずるものを含む。)
- (2) 同要領第1の1の(1)のイ樹下植栽等の(ア)における「播種」、「不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし」、「不用萌芽の除去」(同項目に準ずるものを含む。)
- (3) 同要領第1の1の(1)のイ樹下植栽等の(イ)における「播種」、「不用萌芽・不用木の除去」、「不良木の淘汰」、「巻枯らし」、「林木の枝葉の除去」(同項目に準ずるを含む。)
- (4) 同要領第1の1の(1)のコ更新伐及び第1の2の(1)のアの(コ)における「巻枯らし」
- (5) 同要領第1の1の(1)のエの雪起こし、サの(イ)林内作業場及林内かん水施設整備、(ウ)の林床保全整備、(エ)の荒廃竹林整備及び同各項目に準ずる事業内容等

2 農山漁村地域整備交付金(森林基盤整備事業)において補助対象としない事業内容等

- (1) 同交付金要領別紙番号17(森林整備事業に係る運用)第4の2の(1)のイの(ア)～(オ)中の「客土」、「捨石」、「播種」、「林間広場の整備」、「耕作放棄地の林地化要
な不透層の破碎」、「廃棄物の除去等林床整備」